

広島県総合グランド多目的広場・園路・駐車場街路灯 LED 改修工事仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、「広島県総合グランド多目的広場・園路・駐車場街路灯 LED 改修工事」に適用する。

2 工事概要

県総合グランド多目的広場・園路・駐車場等の照明器具を LED 照明器具に改修するものである。

(1) 工事名称

広島県総合グランド多目的広場・園路・駐車場街路灯 LED 改修工事

(2) 工事場所

広島県総合グランド(広島市西区観音新町二丁目 11-124)

(3) 工期

契約の翌日から令和 8 年 3 月 26 日まで

(4) 工事内容

ア 多目的広場の投光器「投 1～投 4」4 か所 8 台の取替

- ・ LPJ1W-500×2 台、基礎工事・照明ポール(2 灯用取付器具含む)×4 か所
- ・ 「投 1・投 2」基礎工事に伴う支障木(カイズカ)の撤去・処分(H≒3m、W=2m程度)

イ メインスタジアム北側街路灯「I」1 台の取替

- ・ L S A 2×1 台(自動点滅器・ヒューズホルダ含む)基礎工事、照明ポール 1 式

ウ 野球場側屋外灯「E1・W・X・Y」4 台の取替

- ・ L S T 3×4 台、基礎工事・照明ポール 4 か所

エ 同屋外灯「P3」仮撤去、基礎工事、復旧(倒れる恐れがあるため。)

オ 入り口付近屋外灯「Z」の撤去

- ・ ポール切断、塩ビキャップ等で塞ぐ。配線は直近のハンドホールまで引き戻し、端末処理の上残置。

3 共通事項

(1) 施工に先立ち施工計画書を提出すること。

(2) 現場代理人及び主任技術者等指名届を提出すること。

(3) 安全設備を状況に応じて設置すること。撤去材搬出、材料搬入時などにおいて安全管理を怠らないようにし、状況に応じて警備員を配置すること。

(4) 疑義・問題が生じた場合は、速やかに監督員に協議すること。

(5) 本工事において発生した廃棄物等は、すべて受注者において適切に処分すること。

(6) 工事完了後は、完成通知書を速やかに提出し、検査を受けること。検査により修補を求められた場合には、速やかに修補を行い、修補完了通知書提出後再検査を受けること。

(7) 本仕様書に記載されていない事項は国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和 7 年版」、「公共建築工事標準図(電気設備工事編)令和 7 年版」によること。また、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)令和 7 年度版」及び標準図によること。

(8) 本仕様書及び各共通仕様書に定めのない事項は、協議すること。

4 提出書類

(1) 完成図書 2 部

(2) 工事写真 2 部

(3) 電子データ(完成図・施工図・工事写真) 2 部また、契約約款に基づく書類も提出すること。